

第143期中間決算公告

平成20年12月24日



福島県福島市万世町2番5号

株式会社 **福島銀行**

取締役社長 紺野 邦武

中間貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | | 科 目 | |
|-------------|---------|-------------------------|---------|
| （ 資 産 の 部 ） | | （ 負 債 の 部 ） | |
| 現 金 預 け 金 | 24,384 | 預 金 | 577,561 |
| コ ー ル ロ ー ン | 25,000 | 借 用 金 | 500 |
| 商 品 有 価 証 券 | 115 | 社 債 | 4,500 |
| 金 銭 の 信 託 | 1,743 | そ の 他 負 債 | 4,971 |
| 有 価 証 券 | 101,852 | 未 払 法 人 税 等 | 40 |
| 貸 出 金 | 440,147 | そ の 他 の 負 債 | 4,931 |
| 外 国 為 替 | 18 | 賞 与 引 当 金 | 23 |
| そ の 他 資 産 | 7,760 | 退 職 給 付 引 当 金 | 2,189 |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,358 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 136 |
| 無 形 固 定 資 産 | 415 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 42 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 5,841 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,098 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 1,357 | 支 払 承 諾 | 1,357 |
| 貸 倒 引 当 金 | △8,009 | 負 債 の 部 合 計 | 592,381 |
| | | （ 純 資 産 の 部 ） | |
| | | 資 本 金 | 18,127 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 5,688 |
| | | 資 本 準 備 金 | 5,688 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 2,332 |
| | | 利 益 準 備 金 | 301 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 2,031 |
| | | 別 途 積 立 金 | 3,400 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | △1,368 |
| | | 自 己 株 式 | △13 |
| | | （ 株 主 資 本 合 計 ） | 26,135 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △5,148 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 617 |
| | | （ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 ） | △4,530 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 21,605 |
| 資 産 の 部 合 計 | 613,986 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 613,986 |

中間損益計算書 〔 平成 20 年 4 月 1 日から
平成 20 年 9 月 30 日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|--------------|---------------------|
| 経 常 収 益 | | 7,805 |
| 資 金 運 用 収 益 | 6,436 | |
| （うち貸出金利息） | （ 5,577 ） | |
| （うち有価証券利息配当金） | （ 769 ） | |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 1,034 | |
| そ の 他 業 務 収 益 | 88 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | <u>246</u> | |
| 経 常 費 用 | | 9,357 |
| 資 金 調 達 費 用 | 1,211 | |
| （うち預金利息） | （ 1,131 ） | |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 515 | |
| そ の 他 業 務 費 用 | 1,421 | |
| 営 業 経 費 | 3,856 | |
| そ の 他 経 常 費 用 | <u>2,353</u> | |
| 経 常 損 失 | | <u>1,551</u> |
| 特 別 利 益 | | 100 |
| 特 別 損 失 | | <u>29</u> |
| 税 引 前 中 間 純 損 失 | | 1,480 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | <u>11</u> |
| 中 間 純 損 失 | | <u><u>1,492</u></u> |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等（株式については中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物　　3年～50年

その他　　3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,077百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10又は4年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10又は4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当期より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を5年から4年に変更しております。これにより、その他経常収益が92百万円増加し、経常損失及び税引前中間純損失が同額減少しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(追加情報)

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、前期末より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。

これにより、前中間期は変更後の方法によった場合と比較して、その他経常費用が12百万円、特別損失が23百万円少なく、経常利益が12百万円、税引前中間純利益が36百万円それぞれ多く計上されております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引にのうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる影響はありません。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 19 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,498百万円、延滞債権額は18,668百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は620百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,289百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,076百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,255百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、4,946百万円であります。

8. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間期末残高の総額は11,041百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,207百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額25,248百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 162百万円

担保資産に対応する債務

預金 600百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券23,324百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

なお、その他資産に保証金敷金274百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は32,646百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,646百万円

13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。

14. 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,480百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 93円99銭
17. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.52%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額749百万円、貸出金償却841百万円及び株式等償却569百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純損失金額 6円49銭
3. 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ1カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失（百万円） |
|------|----------|--------|-----------|
| 福島県内 | 事業用資産1ヶ所 | 有形固定資産 | 13 |

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期 間増加株式数 | 当中間会計期 間減少株式数 | 当中間会計期 間末株式数 | 摘要 |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 115 | 26 | 3 | 137 | （注） |

（注）普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

| | |
|------------------|------|
| 単元未満株式の買取請求による増加 | 26千株 |
| 単元未満株式の買増請求による減少 | 3千株 |

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

| | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------|----------------------|-------------|-------------|
| 地方債 | 999 | 997 | △1 |
| 社債 | 998 | 984 | △13 |
| その他 | 9,573 | 8,862 | △711 |
| 外国証券 | 9,573 | 8,862 | △711 |
| 合計 | 11,570 | 10,844 | △726 |

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|----------------------|---------------|
| 株式 | 8,895 | 6,920 | △1,974 |
| 債券 | 69,677 | 68,297 | △1,379 |
| 国債 | 46,497 | 45,122 | △1,374 |
| 地方債 | 5,373 | 5,379 | 5 |
| 社債 | 17,805 | 17,794 | △11 |
| その他 | 14,673 | 12,879 | △1,793 |
| 外国証券 | 6,678 | 6,360 | △317 |
| 投資信託 | 7,995 | 6,519 | △1,476 |
| 合計 | 93,246 | 88,097 | △5,148 |

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間期における減損処理額は、1,865百万円 (うち、株式569百万円、債券1,155百万円、その他140百万円) であります。

なお、減損処理にあたっては、当中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

| 内 容 | 金 額(百万円) |
|--|------------|
| 満期保有目的の債券 非上場社債 | 1,570 |
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式 | 2 17 |
| その他有価証券 非上場株式 投資事業組合出資金 | 429 164 |

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | |
|----------------|------------|
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 8,555 百万円 |
| 退職給付引当金損金算入超過額 | 875 百万円 |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 256 百万円 |
| 有価証券評価損 | 2,989 百万円 |
| 繰越欠損金 | 3,498 百万円 |
| その他 | 513 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 16,689 百万円 |
| 評価性引当額 | 10,848 百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 5,841 百万円 |
| 繰延税金負債合計 | － 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 5,841 百万円 |

中間連結貸借対照表
(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|---------|-------------------------|---------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 24,438 | 預 金 | 576,925 |
| コールローン及び買入手形 | 25,000 | 借 用 金 | 927 |
| 商 品 有 価 証 券 | 115 | 社 債 | 4,500 |
| 金 銭 の 信 託 | 1,743 | そ の 他 負 債 | 5,953 |
| 有 価 証 券 | 102,060 | 賞 与 引 当 金 | 25 |
| 貸 出 金 | 436,980 | 退 職 給 付 引 当 金 | 2,196 |
| 外 国 為 替 | 18 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 139 |
| リース債権及びリース投資資産 | 4,014 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 42 |
| そ の 他 資 産 | 10,293 | 利 息 返 還 損 失 引 当 金 | 1 |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,383 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,098 |
| 無 形 固 定 資 産 | 435 | 支 払 承 諾 | 1,357 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 6,073 | 負債の部合計 | 593,168 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 1,357 | (純 資 産 の 部) | |
| 貸 倒 引 当 金 | △9,312 | 資 本 金 | 18,127 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 5,688 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 2,195 |
| | | 自 己 株 式 | △13 |
| | | (株主資本合計) | 25,998 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △5,148 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 617 |
| | | (評価・換算差額等合計) | △4,530 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 1,966 |
| | | 純資産の部合計 | 23,434 |
| 資産の部合計 | 616,603 | 負債及び純資産の部合計 | 616,603 |

中間連結損益計算書 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|---------------|--------------|--------------|
| 経常収益 | | 9,057 |
| 資金運用収益 | 6,441 | |
| (うち貸出金利息) | (5,581) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (769) | |
| 役員取引等収益 | 996 | |
| その他業務収益 | 88 | |
| その他経常収益 | <u>1,531</u> | |
| 経常費用 | | 10,519 |
| 資金調達費用 | 1,218 | |
| (うち預金利息) | (1,130) | |
| 役員取引等費用 | 486 | |
| その他業務費用 | 1,443 | |
| 営業経費 | 4,023 | |
| その他経常費用 | <u>3,347</u> | |
| 経常損失 | | <u>1,461</u> |
| 特別利益 | | 102 |
| 特別損失 | | 29 |
| 税金等調整前中間純損失 | | <u>1,388</u> |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 11 |
| 法人税等調整額 | | 41 |
| 少数株主利益 | | 36 |
| 中間純損失 | | <u>1,477</u> |

第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名

株式会社ふくぎんリース

株式会社福島カードサービス

なお、当中間連結会計期間において、連結される子法人等である福銀ユーシーカード株式会社と福島保証サービス株式会社は、福銀ユーシーカード株式会社を存続会社として合併し、新会社は、福銀ユーシーカード株式会社から株式会社福島カードサービスへ名称を変更しております。

これにより、連結される子法人等は2社となっております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

株式会社東北バンキングシステムズ

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はいずれも9月末日であります。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等（株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～15年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）

に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,077百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は4年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を5年から4年に変更しております。これにより、その他経常収益が92百万円増加し、経常損失及び税金等調整前純損失が同額減少しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認めら

れる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(追加情報)

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、前連結会計年度末より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。

これにより、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、その他経常費用が12百万円、特別損失が23百万円少なく、経常利益が12百万円、税金等調整前中間純利益が36百万円それぞれ多く計上されております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっ

ておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

(借主側)

これによる影響は軽微であります。

(貸主側)

これにより、従来の方法に比べ、リース債権及びリース投資資産が3,791百万円計上され、有形固定資産が3,550百万円、無形固定資産が241百万円それぞれ減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 58百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,509百万円、延滞債権額は18,762百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は620百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,289百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,182百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,255百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、4,946百万円であります。
8. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、11,041百万円であります。なお、当行はCLOのメザン受益権及び劣後受益権を14,207百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額25,248百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 162百万円

担保資産に対応する債務

預金 600百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券23,324百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

なお、その他資産に保証金敷金274百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,970百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土

地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める路線価及び第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,683 百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 500 百万円が含まれております。
14. 社債は、劣後特約付社債 4,500 百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,480 百万円であります。
16. 1 株当たりの純資産額 93 円 39 銭
17. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.00%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 853 百万円、貸出金償却 842 百万円及び株式等償却 576 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純損失金額 6 円 42 銭
3. 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ 1 カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失（百万円） |
|------|------------|--------|-----------|
| 福島県内 | 事業用資産 1 ヶ所 | 有形固定資産 | 13 |

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成 14 年 7 月 3 日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 直前連結会計 年度末株式数 | 当中間連結 会計期間 増加株式数 | 当中間連結 会計期間 減少株式数 | 当中間連結 会計期間末 株式数 | 摘要 |
|-------|------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 230,000 | — | — | 230,000 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 115 | 26 | 3 | 137 | (注) |

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 26千株

単元未満株式の買増請求による減少 3千株

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の 種類 | 配当金の 総額 | 1株当たり の金額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成20年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 344百万円 | 1円50銭 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月23日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

| | |
|-----------|---------|
| 現金預け金勘定 | 24,438 |
| 定期預け金 | △ 212 |
| 普通預け金 | △ 1,790 |
| その他の預け金 | △ 335 |
| 現金及び現金同等物 | 22,098 |

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

| | 中間連結貸借対照 表計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------|-----------------------|-------------|-------------|
| 地方債 | 999 | 997 | △1 |
| 社債 | 998 | 984 | △13 |
| その他 | 9,573 | 8,862 | △711 |
| 外国証券 | 9,573 | 8,862 | △711 |
| 合計 | 11,570 | 10,844 | △726 |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照 表計上額(百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式 | 8,935 | 6,966 | △1,968 |
| 債券 | 69,677 | 68,297 | △1,379 |
| 国債 | 46,497 | 45,122 | △1,374 |
| 地方債 | 5,373 | 5,379 | 5 |
| 社債 | 17,805 | 17,794 | △11 |
| その他 | 14,807 | 13,000 | △1,806 |
| 外国証券 | 6,678 | 6,360 | △317 |
| 投資信託 | 8,129 | 6,640 | △1,489 |
| 合計 | 93,420 | 88,264 | △5,155 |

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,888百万円 (うち、株式576百万円、債券1,155百万円、その他157百万円) であります。

なお、減損処理にあたっては、中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

| 内 容 | 金 額(百万円) |
|--------------------|----------|
| 満期保有目的の債券 非上場社債 | 1,570 |
| その他有価証券 非上場株式 | 432 |
| 投資事業組合出資金 | 164 |

(金銭の信託関係)

該当ありません。

以 上